

厚生労働大臣の定める掲示事項（１）

令和 7 年 5 月 1 日現在

【病院の概要】

病院名	医療法人社団 宝徳会 小鹿病院		(医療機関コード4 1 1 1 7 3 0)	
所在地	〒4 2 2－8 0 2 1 静岡県静岡市駿河区小鹿1 6 3 3番地の1			
開設者	理事長 中 村 拓 郎		管理者	院 長 山 田 孝
電 話	0 5 4－2 6 4－8 0 0 0		F A X	0 5 4－2 6 4－8 2 8 2
診療科目	内科・リハビリテーション科		開設日	平成7年5月1日
病床数	1 4 8床(療養1 4 8床) 3病棟		ホームページ	http://www.houtoku-kai.or.jp/
医療指定	保険医療機関 全国国保取扱医療機関 難病指定医療機関 身体障害者福祉法(指定医)			
外来時間	平日 9:00～11:30 14:00～15:30 (※土・日・休日(年末年始を含む)は休診)			
面会時間	13:00～20:00 ※現在、感染対策のため変更しております。			

【東海北陸厚生局への届出に関する事項】

基本診療料の施設基準に係る届出

療養病棟入院基本料Ⅰ・療養病棟療養環境加算Ⅰ・看護補助体制充実加算Ⅰ・診療録管理体制加算Ⅲ・データ提出加算Ⅱ・４
特掲診療料の施設基準に係る届出

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）

16 列以上 64 列未満のマルチスライス C T ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・入院ベースアップ評価料 2 0

その他：入院時食事療養（Ⅰ）・酸素の購入価格

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡、意思決定支援、身体拘束最小化及び栄養管理体制】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文章によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体拘束の最小化及び栄養管理体制の基準を満たしております。診療計画、栄養計画などは、定期的に見直しをおこないます。見直した内容につきましてはこちらも文章にてお渡しします。

【入院時食事療養、生活療養について】

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食：8 時、昼食：12 時、夕食：18 時）及び適温（保温食器）で提供しています。

【病棟勤務者の状況】

当院では入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護職員、看護補助者を配置しております。

病棟名	病床数	1 日に勤務している職員の人数		職員 1 人当たりの受け持ち数		
				9 時～17 時の受持患者数		17 時～9 時の受持患者数
		看護師	看護補助者	看護師	看護補助者	総数（看護師＋看護補助者）
A 病棟	48 床	8 人以上	8 人以上	8 人以内	10 人以内	14 人以内
B 病棟	51 床	8 人以上	9 人以上	8 人以内	10 人以内	15 人以内
C 病棟	49 床	8 人以上	9 人以上	8 人以内	10 人以内	15 人以内

【明細書の発行状況に関する事項】

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

厚生労働大臣の定める掲示事項（２）

令和 7 年 5 月 1 日現在

【看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項】

- １．看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制
勤務後の暦日の休日の確保、仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保
- ２．具体的な取組内容
 - ①業務量の調整…時間外労働が発生しないような業務量の調整
 - ②看護職員と他職種との業務分担…薬剤師・リハビリ職種、診療放射線技師との業務分担
 - ③看護補助者の配置…看護補助者の夜間配置
 - ④多様な勤務形態の導入
 - ⑤妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮…夜勤の減免、休日勤務の制限、半日・時間単位休暇、所定労働時間の短縮
- ３．夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等
 - ①11 時間以上の勤務間隔の確保
 - ②夜勤の連続回数が 2 連続（2 回）まで
 - ③早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
 - ④みなし看護補助者を除いた看護補助者比率 5 割以上
 - ⑤看護補助業務のうち 5 割以上が療養生活上の世話

【相談窓口】

相談窓口では、患者様・ご家族様からのご相談やご意見をお伺いしています。ご心配のこと、お困りのこと、お気づきのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

対応時間；平日 9：00～11：30 平日 13：00～16：30

受付…事務所（窓口）、来院が難しい場合には電話またはホームページ内のメールでご連絡下さい。

担当…MSW 望月（相談内容によっては医師や看護師などが担当させて頂く場合があります）

内容…入院生活でお困りのこと、退院後の生活について、医療費の助成などお支払いに関すること、外来診療について
医療安全・感染対策に関することなど。

【オンライン資格に関する事項】

当院はオンライン資格確認の導入医療機関です。

オンライン資格とは、健康保険証と紐づけされたマイナンバーカード（マイナ保険証）または健康保険証を使用して、医療機関に設置された専用端末よりオンラインで保険証の資格情報を確認することができる制度です。（注 1）

また、マイナ保険証を利用していただくと、他の医療機関で処方された薬剤情報や特定検診の情報をオンラインで確認することも可能です。診療に必要な正確な情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めます。（注 2）

オンライン資格確認や薬剤情報等の提供に同意される場合は、診察前に専用端末より同意確認の操作をお願いいたします。

（注 1）マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に政府運営サイト「マイナポータル」または一部のコンビニ A TMにて申し込み登録が必要です。

（注 2）他の医療機関で処方された薬剤情報や特定検診の情報を医療機関側が確認するには、専用端末にて患者様の同意確認が必要となります。

【医療情報取得加算について】

当院はオンライン資格確認を行っており、マイナンバーによる保険証の利用により、薬剤情報、健診情報を取得・活用により質の高い医療の提供に努めています。

【一般名処方加算について】

当院では後発医薬品の使用を積極的に行い、医薬品安定供給の取り組みの為、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

【後発医薬品のある先発医薬品について】

厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品を採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。先発医薬品の処方を希望される方は特別料金を別途お支払いいただきます。

【敷地内禁煙について】

当院は病院敷地内全面禁煙としています。